

自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく指定希少野生動植物種の指定について

1 経緯

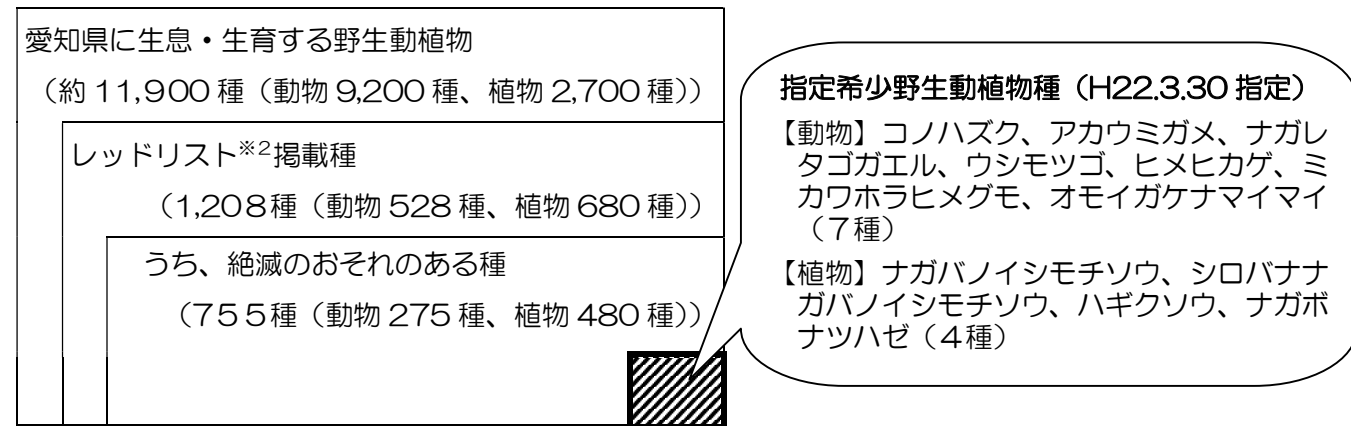
平成20年3月に「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（以下「条例」という。）を改正し、新たに希少な野生動植物を指定して捕獲等を禁止するなどの制度を設け、野生動植物の保護を推進している。

条例では、県内に生息、又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物種のうち、特に保護を図る必要があると認めるものを「指定希少野生動植物種」（以下「指定希少種」という。）として、知事は指定することができるとしており、平成22年3月に、コノハズクをはじめ動物7種、ナガバノイシモチソウをはじめ植物4種の計11種を指定希少種に指定した。

その後、本県は平成22年度より絶滅危惧種等のフォローアップ調査を行い、この調査結果をもとに、学識者などの専門家を構成員とする「愛知県絶滅寸前種等調査検討会」^{※1}から専門的な立場からの指導・助言を受け、指定希少種の候補を選定した。

※1 平成22年度より、絶滅寸前種（絶滅危惧Ⅰ類）等の最新の生育情報を検討し、指定希少種の追加候補の選定やレッドリスト改訂案を作成することを目的に設置されたもの

[指定希少野生動植物種の概要]



※2 レッドリストとは、野生動植物種を絶滅のおそれの程度に応じてランク付けしたリストのこと

2 指定希少種の指定要件（条例第35条第1項）

次のいずれかに該当する野生動植物種のうち、特に保護を図る必要があると認めるもの。

- ① 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ない野生動植物
- ② その種の個体の数が著しく減少しつつある野生動植物
- ③ その種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつある野生動植物
- ④ その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつある野生動植物
- ⑤ 以上のほか、その種の存続に支障を来す事情がある野生動植物

3 指定希少種の指定候補（案）

種名 (生育地)	選定理由	レッドリスト 評価区分	
		県 [※]	国
キンセイラン (設楽町：山地森林)	○ 個体数が著しく少ない (2-①) ○ 生息又は生育の環境が著しく悪化しつつある (2-④) ○ 愛好家による採集圧が高い (2-⑤)	IA類	II類
エンシュウツリフネ (豊根村：山地森林 (茶臼山高原))	○ 個体数が著しく減少しつつある (2-②) ○ 生息又は生育の環境が著しく悪化しつつある (2-④) ○ 愛好家などによる採集が懸念される (2-⑤)	IA類	IB類

※ 愛知県レッドリストの評価区分は、2015年2月公表予定の第三次レッドリストのもの



キンセイラン



エンシュウツリフネ

4 指定による効果

(1) 捕獲等の禁止

- ・ 生きている個体の捕獲、殺傷、採取、損傷の原則禁止（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）
- ・ 違法に捕獲等された種の譲渡し等の禁止
- ・ 学術研究、繁殖目的の捕獲等の場合は、原則捕獲等の許可が必要

(2) 生息地等保護区の指定による生息地等の保護

- ・ 工作物の設置等の行為に許可又は届出が必要
- ・ 立入制限地区の指定も可能

<参考>

1 絶滅危惧種等の評価区分と概要

区分	概要
絶滅 (植物 50、動物 24)	愛知県ではすでに絶滅したと考えられる種。 野生では絶滅し、飼育・栽培下でのみ存続している種。
絶滅危惧Ⅰ類	絶滅の危機に瀕している種。 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。
絶滅危惧ⅠA類 (植物 103、動物 111)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
絶滅危惧ⅠB類 (植物 202、動物 92)	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
絶滅危惧Ⅱ類 (植物 206、動物 134)	絶滅の危険が増大している種。 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。
準絶滅危惧類 (植物 121、動物 195)	存続基盤が脆弱な種。 現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。

() 内の数字は、2015年2月公表予定の愛知県の第三次レッドリストの掲載種数

この他に、「情報不足」、「地域個体群」、「国リスト」などの評価区分がある

2 愛知県絶滅危惧種等調査検討会における指定希少種の選定

専門的な見知から以下の留意事項をもとに、指定希少種の候補種を検討。

[選定に当たっての留意事項]

- 国内における主要な生息地等が県内に存し、本県におけるその種の絶滅又は衰退が、国内におけるその種の絶滅又は衰退となる種等、本県の自然環境の特性を象徴するような種を選定すること。
- 個体としての識別が可能な大きさ、形態を有している種を選定すること。
- 現に適切な保護活動が行われているなど指定希少野生動植物種に指定することで、効果的に保護が図られると考えられる種を選定すること。
- 県民の関心が高いなど指定希少野生動植物種に指定することで、一層のその種の保護について普及啓発が図られると考えられる種を選定すること。
- 他法令(種の保存法、鳥獣保護法、文化財保護法、水産資源保護法など)により、その種の捕獲又は採取が禁止されているものについては、基本的には選定しないこと。ただし、生息地保護区の指定、保護管理事業の実施の必要性が高い場合など、特段の理由がある場合はこの限りではない。

[愛知県絶滅寸前種等調査検討会の委員一覧]

専門分野	委員
維管束植物	芹沢 俊介(愛知教育大学名誉教授)
	村松 正雄(瀬戸市立水無瀬中学校教諭)
蘚類	成田 務(鳳来寺山自然科学博物館学術委員)
苔類	山田 耕作((財)服部植物研究所非常勤研究員)
哺乳類	子安 和弘(愛知学院大学歯学部講師)
鳥類	高橋 伸夫(愛知県野鳥保護連絡協議会議長)
両生類・爬虫類	大竹 勝(元犬山市環境審議会委員)
	島田 知彦(愛知教育大学助教)
魚類	谷口 義則(名城大学理工学部准教授)
昆虫類	間野 隆裕(豊田市矢作川研究所総括研究員)
クモ類	緒方 清人(日本蜘蛛学会評議員)
貝類	木村 昭一(日本貝類学会評議員)

3 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例(昭和48年愛知県条例第3号)(抄)

(指定希少野生動植物種)

第35条 知事は、県内に生息し、又は生育する絶滅のおそれのあるものとして次の各号のいずれかに該当する野生動植物の種のうち、特に保護を図る必要があると認めるものを指定希少野生動植物種として指定することができる。

- 一 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ない野生動植物
- 二 その種の個体の数が著しく減少しつつある野生動植物
- 三 その種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつある野生動植物
- 四 その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつある野生動植物
- 五 前各号に掲げるもののほか、その種の存続に支障を来す事情がある野生動植物

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、指定をするときは、その旨及び指定に係る野生動植物種の種を公示しなければならない。

4 指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

5～6 略